

## 学校教室環境衛生検査 仕様書（各区共通）

### 1 業務内容

学校保健安全法及び学校環境衛生の基準（平成30年文部科学省告示第60号、令和2年文部科学省告示第138号、令和4年文部科学省告示第60号及び令和6年文部科学省告示第54号）に基づき、広島市立幼稚園及び学校の教室等の環境に係る環境衛生検査業務

- (1) 空気を採取し、二酸化窒素及び化学物質の濃度を測定する空気検査業務
- (2) 保健室等の寝具のダニアレルゲン量を測定するダニアレルゲン検査業務

### 2 検査対象物質等について

- (1) 空気検査業務については、1教室あたり3物質：二酸化窒素、ホルムアルデヒド及びトルエン
- (2) ダニアレルゲン検査業務については、保健室等の寝具のダニアレルゲン

### 3 検査実施校及び検査教室

- (1) 検査実施校は、別紙「環境衛生検査実施校一覧表」のとおり。
- (2) 検査する教室の数は、空気検査業務は1校あたり普通教室等1教室、ダニアレルゲン検査業務は1校あたり保健室等の寝具1ヶ所とする。また空気検査を実施する教室の選定は、各園校が行う。

### 4 実施期間

- (1) 空気検査のうち化学物質濃度（ホルムアルデヒド及びトルエン）の測定及びダニアレルゲン検査については、契約締結の日から令和7年9月下旬までに実施すること。
- (2) 空気検査のうち二酸化窒素の測定については、令和7年12月から令和8年1月末までの期間で燃焼器具を使用している日に実施すること。
- (3) 上記期間に実施できなかった場合は、発注者と協議して別日に実施すること。

### 5 検査実施日程の決定

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに上記4(1)の検査に係る「検査実施希望日程」を作成し、発注者へデータで提出すること。発注者は当該希望日程について各園校に連絡し、以降は各園校と受注者が調整のうえ、正式決定すること。（上記4(2)の検査に係る希望日程の作成時期については、別途協議する。）
- (2) 希望日程の作成にあたっては、土日祝日以外を希望日とする。また上記4(1)の検査については、広島平和記念日（8月6日）及びお盆（8月12日～16日）を外した日程で作成し、上記4(2)の検査については、12月28日～1月4日を外した日程で作成すること。
- (3) 実施日程の決定にあたっては、なるべく各園校の希望を踏まえること。

### 6 採取・検査方法

- (1) 空気検査業務のうち、ホルムアルデヒド及びトルエンの検査方法については、「学校環境衛生」の基準によるものとし、別途指示した場合を除き、次のいずれかによるものとする。また、検査を実施する教室は、幼稚園・学校とも普通教室または特別教室1室とし（教室の選定は各園校が行う。）、採取時は窓等を閉め、幼児児童生徒が在室していない状態で測定する。
  - ア 拡散方式（パッシブ法）で行う場合は、検体の採取時間は8時間以上で1回採取する。
  - イ 吸引方式（アクティブ法）で行う場合は、検体の採取時間は30分間とし、2回採取する。

- (2) ダニアレルゲン検査業務の検査方法については、「学校環境衛生」の基準によるものとする。
- (3) 空気検査業務のうち、二酸化窒素の検査方法については、「学校環境衛生」の基準によるものとする。なお、検査を実施する教室は、石油ストーブやガスストーブ等の燃焼器具を使用している教室とし、全教室がエアコンによる場合は、理科室や家庭科室等で燃焼器具を使用している教室とする。(教室の選定は各園校が行う。)

## 7 実施報告について

- (1) 上記4(1)及び(2)について実施する検査は、それぞれの検査終了後、10日以内(土日祝日を含めない)に、各園長・校長へ、発注者が定める実施報告書を2部提出すること。
- (2) 検査の結果、空気中の化学物質濃度が「学校環境衛生」の基準を超えることが判明した場合は、直ちに発注者へ報告すること。
  - ア ホルムアルデヒド  $100 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
  - イ トルエン  $260 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
- (3) 以下の基準による報告書1部をファイル綴じし、最終測定日から15日以内(土日祝日を含めない)に発注者へ提出すること。
  - ア 分析結果・現地調査写真・使用機器を写した写真を添付する。
  - イ 幼稚園名・学校名を記載したインデックスを付ける。
  - ウ 結果をまとめた一覧表は、学校名・測定日・測定結果・基準・基準との比較等を記載したものとする。

## 8 業務に当たっての留意事項等

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、測定に関する機器類(空気環境測定温度計、顕微鏡等の使用機器類一式)の仕様を発注者に提出すること。
- (2) 採取及び分析に要する経費は、すべて受注者の負担とする。
- (3) 事後措置として、ホルムアルデヒド又はトルエンが基準値を超えた場合、受注者は、発生原因の究明に協力するとともに、発注者に対し、基準値以下になるように適切な助言を行うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者が協議のうえ決定する。